# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

# 釧路国民年金 事案 391

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から58年3月まで

昭和58年に結婚したことを機に、農家を営む夫の父親が、未納とされていた結婚前の国民年金保険料を、A農業協同組合の組合員勘定で納付してくれた。

私は、夫の父親から「未納の分をまとめて納めるので、年金が満度もらえるようになる。」と言われた記憶があり、夫の母親も「遡って納めた。」と話していたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納は無く、 昭和60年4月以降は25年以上にわたって前納している。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとしている申立人の夫の父親及び母親は、国民年金保険料を完納し、申立人の夫も現在まで未納は無く、いずれも昭和58年4月以降は全て前納しており、申立人の家族の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和59年9月頃であったと考えられ、納付済みとされている昭和58年度の保険料は過年度納付されたものと推認できるところ、当該加入時点において、申立期間のうち昭和57年7月から58年3月までの保険料については時効が経過しておらず、納付意識の高かった申立人の夫の父親が、当該期間の保険料を納付せずに、その後の昭和58年度の過年度保険料を先に納付したとは考え難いほか、オンライン記録では同年度の保険料が現年度納付された記録になっており、行政側の記録管理に何らか

の不手際があったことが否定できない。

一方、申立期間のうち昭和57年3月から同年6月までについては、申立人の国民年金加入時点においては、時効のため保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 釧路厚生年金 事案 514

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる ことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要で ある。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から41年5月4日まで

A事業所を退職した際、厚生年金保険被保険者証を社会保険事務所(当時)に持って行くよう渡されたが、引っ越しのために行かなかった。したがって、脱退手当金の手続をした記憶は無い。

確認はがきが届き初めて脱退手当金の受給を知ったが、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうちつか所の期間と申立期間である被保険者期間は同一の手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格要失日から約1年4か月後の昭和 42 年9月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

# 釧路国民年金 事案 392

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から昭和51年12月まで

A市に住所を移した際、父親が国民年金の加入手続をし、加入手続後は 申立期間の保険料は自分がずっと納付してきたはずであり、申立期間が未 納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃に、地方公共団体を退職した父親がA市に来て、国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、申立人の父親は53年2月頃に加入手続をし、資格取得したものと推認される上、申立人の父親の共済年金受給記録によれば、同人が退職したのが52年3月であることが確認できることから、申立人の供述との相違がみられる上、申立人に申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張も無く、申立期間の一部の期間については時効により納付することができない。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする時期に、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間 の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらな い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 釧路国民年金 事案 393

# 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年12月まで

平成6年6月に会社を退社後、しばらくは国民年金への切替えを行っていなかったが、7年頃に国民年金への加入手続を行い、その際、未納となっていた期間の保険料を何回かに分けて全て納付したはずなので、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年頃に国民年金の加入手続を行ったと思うと供述しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人の基礎年金番号は9年2月5日に付番されていることが確認でき、当該基礎年金番号が払い出された時点においては、時効のため申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出されている形跡はみられず、他に申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 釧路厚生年金 事案 512

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から29年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間 について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和23年4月から29年1月まで、A社(現在は、B社)C工場に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間のうち一部の期間、申立人がA社C工場に勤務していたことが推認できる。しかしながら、B社及びD健康保険組合に照会したところ、「昭和26年3月

21日付け社員名簿に在籍の記録無し。ほかに確認できる資料も無い。」と回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者39人に照会したところ、回答が得られた28人中、申立人が勤務していた旨回答した9人のうち3人が、「申立人は臨時社員だったと思う。」と供述しており、このうち、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は、勤務中に親指を切断したため欠勤し、復帰したものの、正社員として採用されずに退職したと記憶している。」と具体的な供述をしていることから判断すると、申立人は、職種の特定はできないものの、臨時社員として勤務していたことがうかがえる。

さらに、上記回答を得られた被保険者のうちの一人は、「申立人は、手伝いの臨時社員として入社したと思うので、申立期間中は厚生年金保険には加入していないと思う。自分も正社員になる前の臨時社員だった期間は、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていたものではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間において、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年7月まで

② 昭和57年5月から60年6月まで

③ 昭和62年5月から63年7月まで

④ 平成2年5月から同年9月まで

A社(現在は、B社) C工場及び同社D工場に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。

申立期間①については、前後の標準報酬月額より低い標準報酬月額となっており、申立期間②、③及び④については、提出した給与明細書の支給額より低い標準報酬月額になっているので、申立期間について給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C工場における標準報酬月額が、昭和51年8月1日に24万円であったものが、同年10月1日の定時決定において18万円に減額されており、給与支給額が確認できる給与明細書等の資料は無いものの、給与が下がることは無かったとして申し立てている。

しかし、前述の昭和51年10月1日の定時決定は、同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与総額の平均額を標準報酬月額等級表の区分に当てはめて決定するところ、B社から提供された同年7月の賃金台帳兼領収書の支給額は18万5,370円(基準内賃金16万4,600円、基準外賃金2万770円)であることから判断すると、同年5月及び同年6月の給与支給額を確認できる給与明細書等の資料は無いものの、当該定時決定された標準報酬月額(18万円)との大きな差異は認められない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後に資格を取得した被保険者 37 名のうち 13 名が、申立人と同様に昭和51年10月1日の定時決定において標準報酬月額等級が1等級から4等級下がっていることが確認でき、このうち一人は、「昭和51年から53年頃は、プラント新設や機械の増設等の工事があり、とても忙しい時期であったが、工事の合間は残業が少なかった時期もあったため、残業手当が大きく増減していたと記憶している。」と供述していることから、当該定時決定は、残業手当等の基準外賃金の減少による決定であると考えるのが自然である。

さらに、B社は、前述の賃金台帳兼領収書以外の資料は保管されていない旨 回答しており、申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができ ない。

一方、申立期間②、③及び④について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人が提出したA社D工場に係る給与明細書(申立期間 58 か月のうち 53 か月分)により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち昭和57年11月、62年7月、同年9月、63年6月 及び平成2年7月については、申立人から給与明細書の提出が無いほか、B社 に照会したところ、「D工場における申立人に関する給与明細書等の資料は保 管されていない。」との回答を得ている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。